

令和3年度 神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業 申請案内

神戸市では、子育て世帯とその親世帯の3世代が近くに住むことになった場合の、引越しかかる費用の助成を行います。

※令和3年1月1日以降の移転が対象となります。(先着順)

対象となる世帯

親世帯もしくは子世帯のどちらかの世帯で、令和3年1月1日以降から事業終了までの間に、近居もしくは同居のために移転する世帯です。

なお移転日とは、住民票の異動日(住定日)です。

助成の内容

移転内容	市内移転	市外から移転 又は 市街地西部地域(※1) 外から地域内へ移転
対象世帯	子世帯又は親世帯	子世帯
助成額	10万円	20万円

(※1) 市街地西部地域については、「市街地西部地域について」(4ページ)をご覧ください。

<対象要件> ※詳しい説明、確認方法は2ページ以降をご覧ください。

- ★子世帯は、小学校入学前の子ども(出産予定の子どもを含む)とその親を含む世帯であること。
- ★親世帯は、神戸市内に1年以上居住している世帯であること。
- ★移転後は、同居もしくは近居(同一小学校区内もしくは直線距離で2km未満)すること。
- ★世帯員全て(移転しない方の世帯は除く。別世帯の配偶者の所得を含む。)の年間所得の合計(総所得3ページ参照)が520万円未満であること。
- ★新居は、建築基準法に規定する新耐震基準に適合しており、広さが、最低居住面積水準以上であること。

手続き

転入届(転居届)を提出・受理し、実際に新居への引越しが終わった後に、申請書に必要書類を添えて、申請先へ郵送もしくは持参してください。

他の助成事業との併用

対象要件を満たす場合は他の助成事業との併用が可能な場合があります。

- ・賃貸住宅への住み替え → 子育て支援住み替え
- ・中古住宅の購入にかかる住み替え → 子育て支援住宅取得補助制度 など

申請先

神戸市建築住宅局政策課 電話 078-595-6499(直通)

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル3階

受付期間

令和3年6月1日～(先着順)

受付時間 8:45~12:00、13:00~17:30 (休日・祝日を除く)

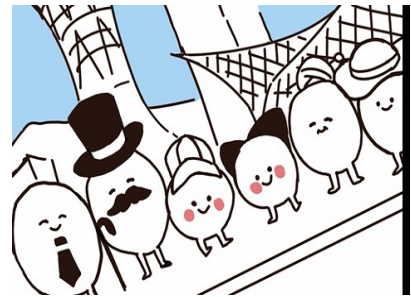
※先着順のため、申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

対象要件について

以下の要件を**全て**満たす必要があります。

①子世帯の要件

- ★小学校入学前の子ども（令和3年度に未就学であること）とその親を含む世帯であること。
 - ◆ひとり親世帯も含まれます。
 - ◆小学校入学前の子どもには、出産予定の子どもも含まれます。



②親世帯の要件

- ★子世帯の親のどちらかの親が含まれる世帯であること。
- ★神戸市内に1年以上居住している世帯であること。

③移転後の子世帯と親世帯の距離の要件

- ★同居もしくは近居（同一小学校区内もしくは直線距離で2km未満）すること。
 - ◆子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する場合は、近居の要件が緩和されます。詳しくは、「市街地西部地域について」（4ページ参照）をご覧ください。
- ★市内移転の場合、移転前の時点で親世帯と子世帯の住所が、同じ小学校区内ではなく、かつ、直線距離で2km以上離れていること。

④移転世帯の所得の要件

- ★世帯員全て（移転しない方の世帯は除く。別世帯の配偶者の所得を含む。）の年間所得の合計（総所得3ページ参照）が520万円未満であること。
 - ◆申請日時点で無職の場合、離職した者については年間所得を0とします。離職証明書類（離職票等）の写しの提出が必要となります。
 - ◆申請日時点で産休・育休を取得中（1年以上の産休・産休期間がある場合に限る）の方は、年間所得を0とします。移転日も含んで1年以上の産休・育休期間があることが記載された証明書の写しの提出が必要となります。

⑤移転先の住宅の要件

- ★移転世帯が自ら居住する住宅であること。
- ★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。
 - ◆昭和56年6月1日以降に建築（着工）した住宅。
 - ◆昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。）
 - ◆鉄筋コンクリート造階段室型共同住宅（5階建て以下の団地）の耐震性の取り扱いについては、お電話にて問い合わせください。
- ★広さが、最低居住面積水準（4ページ参照）以上であること。

⑥次のいずれかに該当する場合は**助成の対象になりません**。

- ×生活保護法による住宅扶助及び生活困窮者自立支援法による生活困窮者住宅確保給付金を受給している。
- ×親世帯・子世帯が同時に移転する場合で、既に一方の世帯がこの事業の申請をしている。
- ×既にどちらかの親世帯と近居・同居している。
- ×引越しが他の公的制度による助成等の対象である。
- ×神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の助成を受けたことがある。

住み替えの確認書類 について

移転する世帯の引越しに係る費用を助成するものです。そのため、住み替えたことが確認できる書類が必要です。

- ① 引越し業者へ支払った領収書
- ② 賃貸借契約書
- ③ 売買契約書

など

世帯の総所得金額について

世帯全員の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得金額の合計です。（別世帯の配偶者の所得を含みます。）

★就学中の未成年のお子様の所得や税法上の非課税収入（遺族および障害を支給事由とする年金や失業給付金など）は除きます。

★合計の例 夫婦と子ども2人の場合（夫会社員、妻会社員、子どもは3歳と9歳）

総所得額＝夫の給与所得＋妻の給与所得

所得の確認の仕方（複数の収入や所得がある場合はそれぞれを合計します。）

【①給与所得のみの方】（会社員・パート等）	【②公的年金収入のみの方】
※毎月の手取り額の合計ではありません。 --確認の方法--（神戸市様式の場合） ・市民税・県民税所得証明書の <u>給与所得</u> ・市民税・県民税特別徴収税額通知書の <u>総所得金額①</u>	※課税総所得金額の合計ではありません。 --確認の方法--（神戸市様式の場合） 市民税・県民税所得証明書の <u>雑所得金額</u> 市民税・県民税納税通知書の <u>総所得金額①</u>
【①②以外の事業所得等や複数で所得がある方】	
--確認の方法--（神戸市様式の場合） 市民税・県民税所得証明書の <u>総所得金額</u> 市民税・県民税の納税通知書や市民税・県民税特別徴収税額の通知書の <u>総所得金額①</u>	

最低居住面積水準について

計算式 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$ 世帯人数は、 ★0歳から2歳は0.25人とする ★3歳から5歳は0.5人とする ★6歳から9歳は0.75人とする ★2人に満たない場合は2人とする	<計算例> ① 両親と7歳と3歳の子ども4人世帯の場合 $10\text{m}^2 \times (2 + 0.75 + 0.5) + 10\text{m}^2 = 42.5\text{m}^2$ ② 母親と4歳と1歳の3人世帯の場合 $10\text{m}^2 \times (1 + 0.5 + 0.25 \text{ (合計が1.75のため2)}) + 10\text{m}^2 = 30\text{m}^2$
面積は、 ★世帯人数が4人を超える場合は計算した面積から5%を控除する。	③ 両親と15歳、12歳、8歳、5歳の子ども $(10\text{m}^2 \times (4 + 0.75 + 0.5) + 10\text{m}^2) \times \frac{95}{100} = 59.375\text{m}^2$ （世帯人数が4人を超えるため5%控除）

市街地西部地域について

●市街地西部地域とは

兵庫区・長田区の南部（概ね国道2号以南、ただし新長田駅南再開発事業エリア及び中央区東川崎町の一部を含む）地域です。町名では以下のとおりです。（各区50音順）

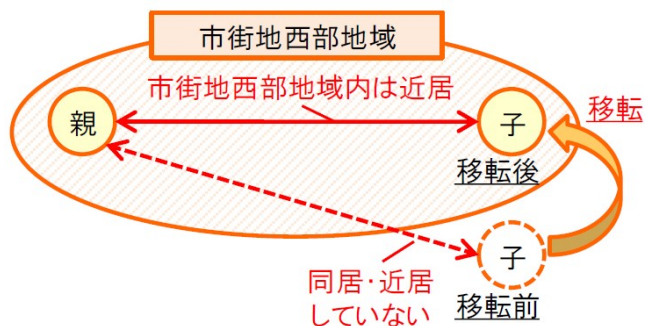
区	町名
中央区	東川崎町（4～7丁目）
兵庫区	芦原通、礒之町、今出在家町、入江通、小河通、笠松通、鍛冶屋町、上庄通、北逆瀬川町、切戸町、金平町、小松通、御所通、材木町、七宮町、島上町、神明町、須佐野通、高松町、築地町、出在家町、遠矢浜町、中之島、西出町、西仲町、西宮内町、浜崎通、浜中町、浜山通、東出町、東柳原町、船大工町、本町、松原通、御崎町、御崎本町、三石通、南逆瀬川町、南仲町、明和通、吉田町、和田崎町、和田宮通、和田山通
長田区	腕塚町、梅ヶ香町、大橋町、海運町、苅藻島町、苅藻通、久保町、駒栄町、駒ヶ林町、駒ヶ林南町、庄田町、長楽町、浪松町、西尻池町、野田町、浜添通、東尻池新町、東尻池町、日吉町、二葉町、本庄町、南駒栄町、若松町

●子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する場合は、移転後の子世帯と親世帯の距離の要件を緩和します。

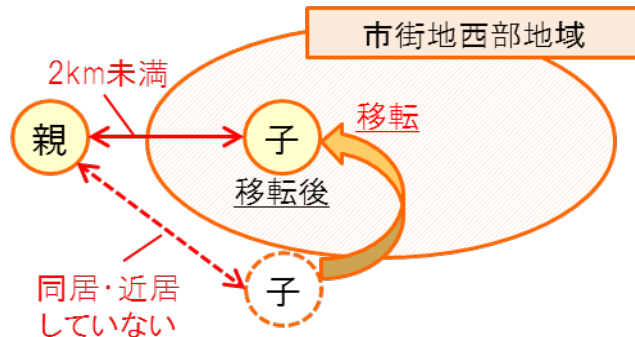
以下の全ての条件を満たす場合、市街地西部地域全域を「近居」とします。

- ① 子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する。
- ② 移転後に親世帯と子世帯が共に市街地西部地域内に居住している。

<親世帯も市街地西部地域内に居住するので、要件が緩和されます>



<親世帯は市街地西部地域内に居住しないが移転後の距離が2km未満なので対象>



※親世帯も移転（両世帯共に移転）して上記の状態になる場合も対象となります。

申請から補助金受給までの流れ

